

蒲郡市防災行政ラジオの有償譲渡に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民及び市内の事業所（以下「市民等」という。）に対し緊急情報等の迅速な伝達を行うことを目的とし、蒲郡市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年蒲郡市条例第5号）第6条第1号の規定に基づき、防災行政ラジオを有償で譲渡することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「防災行政ラジオ」とは、280MHz 同報系防災行政無線を家庭等において受信するための戸別受信機をいう。

(対象者)

第3条 防災行政ラジオの有償譲渡の対象者は、市内に居住する者及び市内に所在する事業所の代表者とする。ただし、文字表示付の防災行政ラジオの有償譲渡にあっては、聴覚に障害を持ち身体障害者手帳2級以上であって、聴覚障害の者だけの世帯又はこれに準ずる世帯に限るものとする。

(負担金)

第4条 有償譲渡に係る市民等の負担金は、1世帯又は1事業所（本店又は支店若しくは営業所等の単位ごととする。）につき、1台目は3,000円、2台目以降は防災行政ラジオの原価（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の額とする。ただし、市長が必要と認めるときは、2台目以降であっても、負担金を3,000円とすることができる。

2 納付された負担金は、還付しないものとする。ただし、市長が過誤納その他特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(有償譲渡の申請)

第5条 有償譲渡を希望する者（以下「申込者」という。）は、蒲郡市防災行政ラジオ有償譲渡申請書（別記様式）を市長に提出して、申し込まなければならない。

(引渡し)

第6条 市長は、前条により有償譲渡の申込みを受けたときは、これを審査し、適当と認めたときは、申込者に、負担金の納付と引き換えに防災行政ラジオを引き渡すものとする。

(負担軽減額の支払)

第7条 申込者は、偽りその他の不正な方法により、防災行政ラジオの引渡しを受けたときは、当該防災行政ラジオの原価から負担金を引いた額を支払うものとする。

（目的外使用等の禁止）

第8条 防災行政ラジオの引渡しを受けた者（以下「購入者」という。）は、防災行政ラジオを目的外に使用し、又は他に転売してはならない。

（有償譲渡の取消し）

第9条 購入者は、引渡し後の取消しを申し出ることとはできないものとする。

（維持管理等）

第10条 防災行政ラジオの使用に係る電力、電池の交換、故障等不具合が生じた場合の修繕その他の防災行政ラジオの維持管理に係る経費は、購入者において負担するものとする。

（管理台帳）

第11条 市長は、防災行政ラジオを適切に管理するため、購入者の世帯情報等を記載する防災行政ラジオ管理台帳を整備するものとする。

（電子情報処理組織による手続の特例）

第12条 市長は、この要綱に定める手続については、蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年蒲郡市条例第44号）及び蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則（平成18年蒲郡市規則第71号）の例により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、防災行政ラジオを有償で譲渡することに関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。